

## 第8回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和6年2月26日（月）8時55分～9時59分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（12名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢櫛 学  
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢  
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

### 出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○石原 岩雄 ○白肌 正 ○尾上 進  
○山平 俊治 ○野崎 正信

### 4 欠席委員

なし

### 5 議事日程

諮問第1号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について  
議案第6号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 非農地証明願いについて  
議案第11号 農用地利用集積計画について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人  
管理係長 鍋藤 雄太  
主査 高口 良輔  
主任 川畑 幸博  
○農政課 主事 京田 雄哉  
主事 奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。若干予定より早いですが、総会を始めさせていただきますと思います。只今、事務局より報告がありましたように、全委員出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

これより第8回定例農業委員会総会を開会いたします。

**日程第1、議事録署名委員の指名**であります。議長において、4番矢櫓学委員、6番牛堀佐喜子委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2、会期並びに議事日程の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第8回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3、諸報告**であります。私は2月1日から2日に、長崎県雲仙市及び天草市にて、北薩地区農業委員会連絡協議会があり、出席しました。また1日出水市で、JA鹿児島いずみ農政協議会があり、石原勇一郎会長代理が出席しました。また5日鹿児島市で、定例常設審議委員会があり、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 諮問第1号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について**を議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (奥 裕太)

諮問第1号は農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました、これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

10 番委員 (中野 和徳)

私も現地を確認しましたが、周りも既に作業場とか建っており、申請者の父が建設し、農地法違反となったところですが、農地法違反に対しては原状回復とか罰則規定もあるが、農林水産省の農地法違反についての見解をみると、平成 30 年では全国でおよそ 3,600 件ある中、原状回復命令をしたのは 39 件、約 1% である。ほとんどが追認となっているようです。

今回の件は 20 年前からの違反転用となっており、判断に苦しいところがあるが、仕方がないのかなと考えます。本人がまだ若く、農業を頑張る意気込みを示されており、現状をみると倉庫も建っているが、既設倉庫では果樹保管には足りていない状況です。今回新たに農地を広げるとのことであり、仕方がないのかなと考えます。

そこで、違反転用をしないよう注意喚起するという意味で、これまでも農業委員会だよりで記事を掲載しているが、さらにアピールしてほしいという気がしています。

事務局 (大野 裕人)

只今委員からご意見がありましたとおり、農業委員会だよりで注意喚起をしておりますけれども、広報誌等でしっかりと周知徹底をして参りたいと思います。

議長 (田嶋 輝男)

私からも一言、私は県の常設審議委員会という会議に出ますが、追認については常任委員会でも出てきます。農家住宅で今後も農業をされていくようなことで追認というのが非常に多いです。本来なら違反転用ですから厳しく罰するべきなんでしょうけど、追認が認められている。銀行等に借金してする場合には、転用申請の確認があり、すぐわかりますが、現金で建設された場合にはなかなかそこが見えないところです。皆さんが農地調査をされた時にも、これはおかしいなと思う事案が実際あると思います。ここは畑なのに家が建っている、倉庫が建っているという案件が実際にはあると思いますので、本来は見逃さずに是正をさせることが必要かなと思います。県の常設審議委員会でも、あまり咎めずに追認をされます。私も現地を見に行きましたけど、今回の案件はそうように追認になるのではないかと思います。今さっき委員から言われましたように、申請者が頑張って今後も農業を続けるという意気込みで頑張ってると思いますので、今回やむを得ないのではないかと考えます。

～委員会～

～委員会終了～

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。諮問のとおり変更することにご異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第6号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第6号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和6年第2号について説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委員 (野崎 正信)

資料の年度は、令和5年でよろしいんですか。

農政課 (京田 雄哉)

申請年度については、契約の申請をした年度になりますので、今回の2月28日開始分につきましては、契約開始は6年になるんですけど、事務の契約申請を取り扱っている時期が令和5年度の取扱いの2月28日開始分になりますので、申請年度は令和5年度になります。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑がないようですのでお諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第6 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)

それでは、議案第7号について説明いたします。

整理番号1について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲受人が親族である譲渡人から農地を受贈するものです。申請地については、平成12年から使用貸借として譲受人が借り受けてきており、取得後も引き続き申請地でクヌギや文旦を栽培されるとのことであり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

つきましては、本案件については農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員 (樫八重 玲子)

議案第7号にかかる調査は、2月9日に、5番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番委員 (石原 勇一郎)

クヌギと文旦と聞いたんですけど、クヌギは耕作と取り扱ってよいのですか。私の知り合いは、クヌギを植えてそのまま山林になっていると聞きます。

事務局 (高口 良輔)

申請人はクヌギを適期に肥培管理を行う旨聞いております。

議長 (田嶋 輝男)

ほったらかしになってしまうと、山林になってしまうので、しっかり管理をすべきと考えます。

9番委員 (尻無濱 俊幸)

私の考えは、クヌギを楢木にして、畑の中でシイタケ栽培をするならば良いと思うが、自宅の前に楢木をもっていき栽培する場合耕作にならないと思います。

2番委員 (檜八重 玲子)

申請者は、周りが皆さん耕作しないで非農地になっているので、自分を見るのが辛いので、クヌギを植えて毎日管理していくと、畑の中で切ったクヌギでシイタケを栽培すると意向を示されています。

9番委員 (尻無濱 俊幸)

それなら問題ないと思います。

～協議会～

～協議会終了～

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑はありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

ないようですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（高口 良輔）

それでは、議案第8号について説明いたします。今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。

整理番号1については、農家住宅及び農業用倉庫への転用です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北東〇〇キロメートルの所です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、阿久根市長あて農用地区域の用途変更の申請がされており、この申請に伴う農用地利用計画変更については、本総会の諮問第1号でご審議いただいております。農用地区域外の農地及び農用地区域からの除外手続き中の農地が除外された後の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。申請人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。申請人が現在、住んでいる住居が手狭になり、また、営農を拡大するにあたり果樹の保管倉庫や農機具を収める倉庫が不足しているため、住宅と倉庫を新築し営農の拠点とするため申請するものであります。申請地の面積は3,255㎡で、農家住宅の基準である概ね1,000㎡を超過していますが、申請人から「経営規模の拡大に伴い、果樹生産に必要となる機械や農薬・肥料等が増えたこと、また、生産量が増加したことにより、収穫後の甘夏を貯蔵するための保管場所が不足しており、多くの敷地を必要とする」旨の理由書が提出されております。申請地は、盛土が行われ、農家住宅と農業用倉庫が建築されます。また、申請地の排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

なお、今回の申請につきましては、申請地内に既に居宅や倉庫が建築されており、経緯について確認したところ、申請人の父親が自己資金で建築したとのことであり、これについては顛末書を提出いただいたところです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員（白濱 和利）

議案第8号に係る調査は、2月9日に、2番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

それでは報告いたします。整理番号1の案件です。申請地は、東側は宅地、北側及び西側は畑、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、雨水や土砂等が流出しないように措置をされる計画であることから、周辺の農地への悪影響はないものと思われます。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑、確認等ございませんか。

～協議会～

～協議会終了～

議長 (田嶋 輝男)  
他に質疑はありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
ないようですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第8、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と**いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)  
それでは、議案第9号について説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件です。

整理番号1については、駐車場への転用を目的とする賃貸借権の設定です。借人は、本市にあります〇〇です。申請人は現在、申請地の隣で飲食店を経営されていますが、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて駐車場として利用するため本件を申請されました。申請地は、整地され、駐車場が整備されます。また、排水は自然流下により流水されます。

なお、本件は貸人が2年前に植樹してあった植木を移植する際、高低差を無くして整地までしてしまい、このことについて、貸人から「農地が自己所有地であることから、安易な考えで無断転用してしまった」との始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員 (白濱 和利)  
議案第9号に係る調査結果について、報告します。調査は、2月9日に、2番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

5 番委員（白濱 和利）

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側は畑、北側及び南側は宅地、西側は道路に隣接していました。現地は、既に造成されていますが、申請地の転用に当たっては、ブロック積を行うなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われます。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんでしょうか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

ないようですので、お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

**日程第 9、議案第 10 号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10、議案第 11 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

但し、7 番園田勇一委員、及び尾上進推進委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 65 号 令和 6 年 農用地利用集積計画書 第 2 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 2 月 29 日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

よろしいですか。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席を願います。

(尾上進推進委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは引き続き説明させていただきます。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。尾上進推進委員の着席を認めます。

(尾上進推進委員着席)

議長 (田嶋 輝男)

引き続き、議事参与分を審議いたしますので、7番園田勇一委員は退席を願います。

(7番園田委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは引き続き説明させていただきます。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

7番園田勇一委員の着席を認めます。

(園田勇一委員着席)

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

～協議会～

～協議会終了～

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時59分